

# 設計及び工事計画軽微変更届出書

(川内原子力発電所第1号機)

原発本第136号

令和3年10月22日

原子力規制委員会 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

九州電力株式会社

代表取締役 池辺和弘  
社長執行役員

別紙のとおり設計及び工事の計画を変更したので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の9第6項の規定により届け出ます。

本資料のうち、枠囲みの内容は、  
商業機密あるいは防護上の観点  
から公開できません。

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

氏名又は名称	九州電力株式会社
住 所	福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番 82 号
代表者氏名	代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘

2. 変更に係る発電用原子炉施設の概要

1 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

名 称	川内原子力発電所
所 在 地	鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山

2 発電用原子炉施設の出力及び周波数

出 力	1,780,000kW
第 1 号機	890,000kW (今回届出分)
第 2 号機	890,000kW
周 波 数	60Hz

3 変更に係る発電用原子炉施設の種類

放射性廃棄物の廃棄施設

5 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格

放射線管理施設

4 放射線管理施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格

その他発電用原子炉の附属施設

4 火災防護設備

3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格

3. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 9 第 1 項又は第 2 項の認可年月日及び認可番号

認可年月日	令和 3 年 8 月 3 日
認可番号	原規規発第 2108039 号

#### 4. 変更の内容

別紙-1~3 に示す変更前後比較表のとおり

#### 5. 変更の理由

令和3年8月3日付け原規規発第2108039号にて認可された廃棄物搬出設備の設計及び工事計画において、記載の適正化のため、以下の項目の記載を変更した。なお、今回の変更による添付資料への影響はなく、記載の変更は生じない。

- (1) 放射性廃棄物の廃棄施設の適用基準及び適用規格のうち、共通項目の適用基準及び適用規格として記載している浸水防護施設の適用基準及び適用規格（別紙-1）
- (2) 放射線管理施設の基本設計方針（主要設備リスト）に記載している「廃棄物搬出設備 試料採取装置（1,2号機共用）」の機器区分（別紙-2）
- (3) その他発電用原子炉の附属施設のうち、火災防護設備の基本設計方針（主要設備リスト）に記載している主配管の機器クラス及び名称（別紙-3）

上記(1)~(3)の変更を反映した内容を参考資料に示す。

川内原子力発電所第1号機 設計及び工事計画の軽微変更届出 変更前後比較表  
 【2. 工事計画】

変更前	変更後	備考												
<p>共通項目の適用基準及び適用規格として、浸水防護施設の適用基準及び適用規格を以下に示す。(申請に係るものに限る。)</p> <table border="1" data-bbox="326 378 578 1774"> <thead> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>                     第1章 共通項目                      浸水防護施設に適用する共通項目の基準及び規格については、原子炉冷却系統施設、火災防護設備の「(2) 適用基準及び適用規格 第1章 共通項目」に示す。                 </td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>                     第2章 個別項目                      【詳細部係数施設】に適用する個別項目の基準及び規格は以下のとおり。                      ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈                      (平成25年6月19日原規技発第1306194号)                 </td> <td>変更なし</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">- 1.f.(2).6/B -</p>	変更前	変更後	第1章 共通項目 浸水防護施設に適用する共通項目の基準及び規格については、原子炉冷却系統施設、火災防護設備の「(2) 適用基準及び適用規格 第1章 共通項目」に示す。	変更なし	第2章 個別項目 【詳細部係数施設】に適用する個別項目の基準及び規格は以下のとおり。 ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (平成25年6月19日原規技発第1306194号)	変更なし	<p>共通項目の適用基準及び適用規格として、浸水防護施設の適用基準及び適用規格を以下に示す。(申請に係るものに限る。)</p> <table border="1" data-bbox="1469 378 1721 1774"> <thead> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>                     第1章 共通項目                      浸水防護施設に適用する共通項目の基準及び規格については、原子炉冷却系統施設、火災防護設備の「(2) 適用基準及び適用規格 第1章 共通項目」に示す。                 </td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>                     第2章 個別項目                      【浸水防護施設】に適用する個別項目の基準及び規格は以下のとおり。                      ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈                      (平成25年6月19日原規技発第1306194号)                 </td> <td>変更なし</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">- 1.f.(2).6/B -</p>	変更前	変更後	第1章 共通項目 浸水防護施設に適用する共通項目の基準及び規格については、原子炉冷却系統施設、火災防護設備の「(2) 適用基準及び適用規格 第1章 共通項目」に示す。	変更なし	第2章 個別項目 【浸水防護施設】に適用する個別項目の基準及び規格は以下のとおり。 ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (平成25年6月19日原規技発第1306194号)	変更なし	<p>記載の適正化</p>
変更前	変更後													
第1章 共通項目 浸水防護施設に適用する共通項目の基準及び規格については、原子炉冷却系統施設、火災防護設備の「(2) 適用基準及び適用規格 第1章 共通項目」に示す。	変更なし													
第2章 個別項目 【詳細部係数施設】に適用する個別項目の基準及び規格は以下のとおり。 ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (平成25年6月19日原規技発第1306194号)	変更なし													
変更前	変更後													
第1章 共通項目 浸水防護施設に適用する共通項目の基準及び規格については、原子炉冷却系統施設、火災防護設備の「(2) 適用基準及び適用規格 第1章 共通項目」に示す。	変更なし													
第2章 個別項目 【浸水防護施設】に適用する個別項目の基準及び規格は以下のとおり。 ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (平成25年6月19日原規技発第1306194号)	変更なし													

川内原子力発電所第1号機 設計及び工事計画の軽微変更届出 変更前後比較表  
 【2. 工事計画】

表 1 放射線管理施設の主要設備リスト(1/4)											
設備区分	変更前					変更後					備考
	機器区分	名称	設計基準対象施設 (特1)	重大事故等対処設備 (特2)		名称	設計基準対象施設 (特1)	重大事故等対処設備 (特2)		備考	
				重大事故等 対処施設	特定重大事故等 対処施設			設計基準対象施設 (特1)	重大事故等 対処施設 (特2)		
放射線管理用測定器	プロセッサ	放射線物質により汚染されるおそれがある管理区域から環境に放出する放射性物質濃度を計測する装置	設計基準対象施設	重大事故等対処設備	特定重大事故等対処施設	名称	設計基準対象施設	重大事故等対処設備	特定重大事故等対処施設		
	モニタリング設備										
放射線管理用測定器	モニタリング設備	放射線物質により汚染されるおそれがある管理区域内の人の放射線防護を目的として線量計器を計測する装置	設計基準対象施設	重大事故等対処設備	特定重大事故等対処施設	名称	設計基準対象施設	重大事故等対処設備	特定重大事故等対処施設		
	モニタリング設備										

  

表 1 放射線管理施設の主要設備リスト(1/4)											
設備区分	変更前					変更後					備考
	機器区分	名称	設計基準対象施設 (特1)	重大事故等対処設備 (特2)		名称	設計基準対象施設 (特1)	重大事故等対処設備 (特2)		備考	
				重大事故等 対処施設	特定重大事故等 対処施設			設計基準対象施設 (特1)	重大事故等 対処施設 (特2)		
放射線管理用測定器	モニタリング設備					名称	設計基準対象施設	重大事故等対処設備	特定重大事故等対処施設		
	モニタリング設備										

- 1-g-(D)-a-1 -

- 1-g-(D)-a-1 -

記載の適正化

川内原子力発電所第1号機 設計及び工事計画の軽微変更届出 変更前後比較表  
 【2. 工事計画】

		変更前				変更後				備考											
設備区分	機器区分	名称	設計基準対象施設 (注1)		重大事故等対応施設 (注2)		設計基準対象施設 (注1)	重大事故等対応施設 (注2)		備考											
			前掲重要度分類	機器クラス	設備分類	機器クラス		前掲重要度分類	機器クラス			設備分類	機器クラス								
消火設備	容器	ハロンポンベ (圧縮固化処理専用) (1,2号機共用)	C	クラス3	-	-	C	クラス3	-												
												A,B廃棄物搬出設備消火用水タンクへ廃棄物搬出設備電動消火ポンプ及び廃棄物搬出設備消火ポンプ	クラス3	-	-	-	-				
												備用消火ポンプ						-	-	-	-
												(1,2号機共用)									
廃棄物搬出設備電動消火ポンプ及び廃棄物搬出設備消火ポンプ	-	-	-	-	-																
セル消火ポンプ						-	-	-	-	-											
建屋内第1分岐点	-	-	-	-	-																
(1,2号機共用)						-	-	-	-	-											
ハロンポンベ	-	-	-	-	-																
(GFWET-1,GFWET-2)						-	-	-	-	-											
ペイラエリア	-	-	-	-	-																
(1,2号機共用)						-	-	-	-	-											

(注1) 表1に用いる略語の定義は「放射性廃棄物の廃棄施設」の「5 放射性廃棄物の廃棄施設の廃棄施設の主要設備リスト」の「付表1」による。

(注2) 特定重大事故等対応施設を含む。

表1 火災防護設備の主要設備リスト(2/2)

		変更前				変更後													
設備区分	機器区分	名称	設計基準対象施設 (注1)		重大事故等対応施設 (注2)		設計基準対象施設 (注1)	重大事故等対応施設 (注2)		備考									
			前掲重要度分類	機器クラス	設備分類	機器クラス		前掲重要度分類	機器クラス		設備分類	機器クラス							
消火設備	容器	ハロンポンベ (圧縮固化処理専用) (1,2号機共用)	C	クラス3	-	-	C	クラス3	-										
											A,B廃棄物搬出設備消火用水タンクへ廃棄物搬出設備電動消火ポンプ及び廃棄物搬出設備消火ポンプ	Non	-	-	-				
											備用消火ポンプ					-	-	-	-
											(1,2号機共用)								
廃棄物搬出設備電動消火ポンプ及び廃棄物搬出設備消火ポンプ	-	-	-	-	-														
セル消火ポンプ						-	-	-	-	-									
建屋内第1分岐点	-	-	-	-	-														
(1,2号機共用)						-	-	-	-	-									
ハロンポンベ	-	-	-	-	-														
(GFWET-1,GFWET-2)						-	-	-	-	-									
ペイラエリア	-	-	-	-	-														
(1,2号機共用)						-	-	-	-	-									

(注1) 表1に用いる略語の定義は「放射性廃棄物の廃棄施設」の「5 放射性廃棄物の廃棄施設の廃棄施設の主要設備リスト」の「付表1」による。

(注2) 特定重大事故等対応施設を含む。

記載の適正化

参考資料

変更を反映した書類



共通項目の適用基準及び適用規格として、浸水防護施設の適用基準及び適用規格を以下に示す。（申請に係るものに限る。）

変更前	変更後
第 1 章 共通項目 浸水防護施設に適用する共通項目の基準及び規格については、原子炉冷却系統施設、火災防護設備の「(2) 適用基準及び適用規格 第 1 章 共通項目」に示す。	第 1 章 共通項目 変更なし
第 2 章 個別項目 浸水防護施設に適用する個別項目の基準及び規格は以下のとおり。  ● 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 （平成 25 年 6 月 19 日原規技発第 1306194 号）	第 2 章 個別項目  変更なし

表 1 放射線管理施設の主要設備リスト(1/4)

設備区分		変更前								変更後						
		機器区分	名称	(注1) 設計基準対象施設		(注1)(注2) 重大事故等対処設備				名称	(注1) 設計基準対象施設		(注1)(注2) 重大事故等対処設備			
				耐震重要度 分類	機器 クラス	重大事故等対処設備 (特定重大事故等 対処施設除く)		特定重大事故等 対処施設			耐震重要度 分類	機器 クラス	重大事故等対処設備 (特定重大事故等 対処施設除く)		特定重大事故等 対処施設	
						設備分類	重大事故等 機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス				設備分類	重大事故等 機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
放射線管理用計測装置	プロセスモニタリング設備	放射性物質により汚染するおそれがある管理区域から環境に放出する排水中又は排気中の放射性物質濃度を計測する装置								廃棄物搬出設備 試料採取装置 (1,2号機共用)	C	—				
	エリアモニタリング設備	放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内の人の放射線防護を目的として線量当量率を計測する装置								分別前処理室エリアモニタ (1,2号機共用)	C	—				

表1 火災防護設備の主要設備リスト(2/2)

		変更前							変更後						
設備区分	機器区分	名称	(注1) 設計基準対象施設		(注1)(注2) 重大事故等対処設備				名称	(注1) 設計基準対象施設		(注1)(注2) 重大事故等対処設備			
					重大事故等対処設備 (特定重大事故等 対処施設除く)		特定重大事故等 対処施設					重大事故等対処設備 (特定重大事故等 対処施設除く)		特定重大事故等 対処施設	
			耐震重要度 分類	機器 クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分類	機器 クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	容器					—			ハロンボンベ (圧縮固化処理棟用) (1,2号機共用)	C	クラス3		—		
	主配管					—			A,B 廃棄物搬出設備消火用水 タンク～廃棄物搬出設備電動 消火ポンプ及び廃棄物搬出設 備ディーゼル消火ポンプ (1,2号機共用)	C	Non		—		
						—			廃棄物搬出設備電動消火ポン プ及び廃棄物搬出設備ディー ゼル消火ポンプ～廃棄物搬出 建屋内第1分岐点 (1,2号機共用)	C	クラス3		—		
						—			ハロンボンベ (GFWET-1,GFWET-2) ～ ペイラエリア (1,2号機共用)	C	クラス3		—		

(注1) 表1に用いる略語の定義は「放射性廃棄物の廃棄施設」の「5 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格」に記載する「表1 放射性廃棄物の廃棄施設の主要設備リスト」の「付表1」による。

(注2) 特定重大事故等対処施設含む。